

名古屋都市計画地区計画の変更 （豊明市決定）

都市計画寺池地区計画を次のように変更する。

名 称			寺池地区計画	
位 置			豊明市沓掛町寺池、沓掛町荒井の各一部	
面 積			約 6 . 6 h a	
地区計画の目標			本地区は、豊明市の中央部、市役所の北東約 1km に位置し、地区の南側は都市計画道路瀬戸大府東海線、東側は都市計画道路平手豊明線に隣接しており、第 3 次豊明市都市計画マスタープランの将来都市構造において「居住ゾーン」に位置づけられている。そのため、土地区画整理事業により区画道路・街区公園等の公共施設の整備改善を行い、中高層住宅に係る良好な居住の環境の形成を図ると共に、住宅を主体としながら一定規模以上の生活利便施設を備えた新たな市街地の形成を図ることを目標とする。	
区域の整備開発及び保全の方針	土地利用の方針		本地区を 2 地区に区分し、それぞれの土地利用方針により、良好な市街地環境の形成を図る。 【A 地区（本地区の西部）】 中高層の住宅並びに街区公園等を含む良好な居住環境を整備・保全する。（第一種中高層住居専用地域） 【B 地区（本地区の南部及び東部）】 住宅を主体としながら一定規模以上の生活利便施設を備えた新たな市街地形成を図る。（第二種住居地域）	
	建築物等の整備の方針		A 地区	B 地区
			中高層住宅に係る良好な住居環境の形成のため、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、垣又は柵の構造の制限を定める。	住宅を主体としながら、生活利便施設を備えた市街地を形成するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、垣又は柵の構造の制限を定める。
地区整備計画	地区の区分	地区の名称	A 地区	B 地区
		地区の面積	約 3 . 3 h a	約 3 . 3 h a
	建築物等の用途の制限		—	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1． マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2． カラオケボックスその他これに類するもの 3． 畜舎 4． 倉庫でその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m ² を超えるもの
	建築物の敷地面積の最低限度		1 6 0 m ²	

		壁面の位置の制限	道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離を 1 m 以上とする。ただし、以下についてはこの限りでない。 ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3 m 以下の建築物又は建築物の部分 イ 物置、車庫その他これに類する用途に供し、軒の高さが 3m 以下で、かつ後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が 10 m² 以内の建築物
		垣又は柵の構造の制限	垣又はさくは、生垣あるいはフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等に類するものは設置してはならない。ただし、フェンスの基礎であるブロックその他これに類するもので高さが 0.6m 以下のもの、又は片袖の長さが 2.1m までの門柱及びその内壁にあってはこの限りでない。